

(あて先)
奈良市長

児童手当
特例給付
額改定認定請求書
額改定届

認定番号	
提出年月日	住記番号
平成

受給者	(ふりがな)		生年月日	大正 昭和 平成		
	氏名	Ⓜ		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住所	奈良市			電話 ()	

増額又は減額の別	増額 ・ 減額					
----------	---------	--	--	--	--	--

増額又は減額の原因となる児童	氏名	続柄	同居・別居の別	出国年月日 (海外留学の場合)	住所 (請求者と異なる場合のみ記入)	監護の有無	生計関係
	(生年月日)						
	氏名		同居・別居	平成 年 月 日		有・無	同一・維持
	平成 年 月 日(才)						
	氏名		同居・別居	平成 年 月 日		有・無	同一・維持
	平成 年 月 日(才)						
	氏名		同居・別居	平成 年 月 日		有・無	同一・維持
	平成 年 月 日(才)						
	氏名		同居・別居	平成 年 月 日		有・無	同一・維持
	平成 年 月 日(才)						
氏名		同居・別居	平成 年 月 日		有・無	同一・維持	
平成 年 月 日(才)							
氏名		同居・別居	平成 年 月 日		有・無	同一・維持	
平成 年 月 日(才)							

増額した理由	ア.出生 イ.その他()
--------	---------------

減額した理由	ア.死亡した イ.監護しなくなった ウ.生計を同じくしなくなった エ.生計を維持しなくなった オ.未成年後見人でなくなった カ.日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く) キ.父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国) ク.里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院 ケ.児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く) コ.その他()
--------	--

事由の発生した年月日	平成 年 月 日
------------	----------

備考	児童手当	
	特例給付	
	15特	

※ 認定・改定・却下	認定・改定・却下年月日	認定・改定年月	手 当 月 額		受付印
	平成 年 月 日	平成 年 月	改定前	改定後	
			千円	千円	

問い合わせ・相談履歴の有無	有・無
---------------	-----

※印の欄は、記入しないでください。
 字は、楷書(かいしよ)ではっきりと書いてください。
 記名押印に代えて、署名することができます。

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「出国年月日（海外留学の場合）」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月日）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。ただし、施設入所等で実際の居所が住民票と異なる場合は、住所欄に実際の居所を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「コ」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。（※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって奈良市長が確認できるときは、当該書類は省略できます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する児童がある場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない児童がある場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）